

勤め人のOBは退職者医療制度へ

長い間事業所や公共機関等に勤め、厚生年金、船員保険、共済年金などから年金を受けている人で、現在国民健康保険に加入している人とその家族は、退職被保険者とその被扶養者として、70歳になって老人保健に移るまでの間、この新しい制度でお医者さんにかかることになりました。

この制度の対象者と思われる人はすでに「国民健康保険退職被保険者等証明書」を送付しましたが、被扶養者がある人で対象者と思われる人や、この証明書が届かない人は、至急、市国保年金課へ届出てください。

この制度の対象者は

対象となる人は、次の要件をすべて満たす人とその被扶養者です。

1. 国民健康保険に加入している人
2. 厚生年金や共済年金などの年金を受給している人。または通算老齢年金を受けている人で、国民年金を除く年金制度に加入していた期間が20年以上か、40歳以後の期間が10年以上の人。
3. 老人保健法の適用を受けていない人。

10月1日から

高額療養費制度が変わります

◎改正前

医療費の自己負担額が1人、1ヶ月、同一病院で5万1,000円を超えた場合にその超過分を国民健康保険で支給していました。ただし、低所得者（市民税非課税世帯）は3万9,000円を超える額でした。

◎改正後

1. 自己負担額が5万1,000円以上の場合

自己負担額が1人、1ヶ月、同一病院で5万1,000円を超えた場合は、改正前と同じですが、低所得者は3

自己負担金が軽減

診療機関等で支払う自己負担金が今までの3割負担から次のように軽減されます。被保険者本人は入院、通院とともに2割負担、被扶養者は入院した場合2割負担、通院は3割負担になります。

届出に必要な書類

◎退職被保険者

- ・年金証書（年金裁定通知書）
- ・通算老齢年金受給権者は、各被用者年金制度の加入期間を示す申立書
- ・通算老齢年金受給権者で、40歳以後の被用者年金の加入期間が10年以上で、退職被保険者となる人はその事実を明らかにする書類（事業主の証明等）。

◎被扶養者

- ・配偶者または18歳未満もしくは重度障害者である人以外は、家庭の収入がわかるもの
- ・高校、大学または各種学校などに在学中の人は在学証明書



被扶養者等は

1. 国民健康保険加入者
2. 退職被保険者の配偶者（内縁を含む）、父母、子供など同一世帯に属する三親等内の親族
3. 退職被保険者の収入によって生計を維持している人
4. 老人保健法の適用を受けていない人

退職被保険証は

退職被保険者証は、来年交付されますので、それまでの間は特別措置として「国民健康保険退職被保険者等証明書」を交付します。この証明証明書で診療を受ける場合は、国民健康保険者証と併せて提示してください。

を超える場合が4回以上あった場合4回目以後は3万円（低所得者2万1,000円）を超えた分を支給します。

差額ベッドや付添看護料など、保険診療の対象とならないものは、ここでいう自己負担額には含まれません。

支払いは

診療報酬請求明細書は、診療を受けた月の翌々月に市国保年金課へ回ってきますので、該当者にはこの月末にハガキで通知します。

通知書が届きましたら申請していただくことになりますので、支払いは診療を受けてから3ヶ月後になります。